衆議院総務委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月13日(火)、第14回の委員会が開かれました。

- 1 行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並び に消防に関する件
 - ・武田総務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人)株式会社フジ・メディア・ホールディングス代表取締役社長兼COO 金光修君 日本放送協会会長 前田晃伸君

日本放送協会副会長

正籬聡君

(質疑者) 橘慶一郎君(自民)、國重徹君(公明)、岡島一正君(立民)、岡本あき子君(立民)、本村伸子君(共産)、足立康史君(維新)、井上一徳君(国民)

(質疑者及び主な質疑事項)

橘慶一郎君(自民)

フジ・メディア・ホールディングス(以下「フジHD」という。)の外資規制違反事案

- ア 平成26年9月末の本事案発覚から同年12月の総務省報告に至るまでの経緯
- イ 本事案についてフジHDの総括
- ウ 外資規制違反についてフジHDと株式会社東北新社と処分が相違する理由
- エ 平成26年12月上旬に総務省がフジHDから本事案に係る相談を受けた時の対応
- オ 相談を受けた時に本事案について総務省は公表若しくはフジHDに公表すべきと提案すべきであったという考えについての総務省の考え
- カ 外資規制違反をしていながら違反状態が解消された後にその事実が判明した場合に係る放送法上 の規定の有無
- キ 放送法の外資規制の制度上の問題についての大臣の見解

國重徹君 (公明)

フジHDの外資規制違反事案

- ア 平成26年9月の議決権集計の誤り発覚から総務省への報告までに3か月を要した理由
- イ 平成26年12月にフジHDが総務省に報告した際の報告形態
- ウ 平成26年12月にフジHDが総務省に報告した際のメモの有無
- エ フジHDを認定取消としなかった総務省の判断過程に係る文書・メモの有無
- オ 本事案に係る総務省の判断と決定過程の問題についての大臣の見解
- カ 本事案について放送法第166条に基づく認定取消が行われなかったことを妥当とする法的根拠
- キ 放送法の外資規制の在り方の見直しについての大臣の見解

岡島一正君 (立民)

フジHDの外資規制違反事案

- ア 平成26年9月の外資規制違反発覚までの経緯
- イ 毎年株式情報を確認しているにも関わらず、平成 24 年~26 年の間外資規制違反が判明しなかった理由及び平成 24 年 9 月時点での総務省の認識
- ウ フジHDから総務省への報告に関して、長塩放送政策課長(当時)(以下「長塩氏」という。)への 確認方法及びその内容
- エ 長塩氏への確認に関する記録の有無及び当該記録の公表の可否

- オ フジHDが総務省に相談に行く前に議決権数を修正した理由
- カ 外資規制違反の可能性についてのフジHDの認識及び違反状態を認識しながらフジテレビが放送をしていたことについてのフジHDの見解
- キ 違反状態が判明した時点で報告・公表すべきだったとの考えに対するフジHDの見解
- ク 平成 26 年 12 月の総務省への報告の当事者及び報告の具体的な内容
- ケ 長塩氏の情報共有の相手及び厳重注意に至る経緯
- コ 藤野地上放送課長(当時)及び高市総務大臣(当時)への情報共有・報告の有無
- サ 認定取消に係る重要な案件を大臣に報告しなかったこと及び高市総務大臣(当時)へ当該報告の 有無を確認してほしいとの要望に対する大臣の見解
- シ 昭和 56 年の内閣法制局の外資規制に関する見解の内容
- ス 当時の担当者は当該見解を援用したのかについての総務省への確認及び当該見解を援用可能であるかについて相談を受けたかについての内閣法制局への確認
- セ 平成 26 年時点におけるフジHDの株式を保有していた国及び企業の状況
- ソ 平成24年~26年の間の外国人株主等からのフジテレビジョンの放送内容への影響の有無
- タ 外資規制の遵守状況に関する総務省の調査の対象数及び進捗状況
- チ 平成26年12月の総務省への報告に関する記録の有無についての総務省及びフジHDへの確認
- ツ 金光フジHD代表取締役社長兼COO(以下「金光氏」という。)は過去の事実をどのように確認 したのかについてのフジHDへの確認
- テ 外資規制の遵守状況に関する総務省の調査における在京キー局における調査状況及び回答の有無
- ト 調査の実効性確保についての大臣の見解
- ナ 調査結果を今国会中に報告してほしいとの要望に対する大臣の見解

岡本あき子君(立民)

- (1) 新型コロナウイルスのE484K変異株についての政府の認識
- (2) フジHDの外資規制違反事案
 - ア フジHDが有価証券報告書を訂正しなかったことと総務省の関係
 - イ フジHDのホームページ上で公表されている有価証券の報告の正確性
 - ウ 平成29年10月における外資の議決権に関する計算式を変更する総務省の通知
 - a 当該通知の概要
 - b 当該通知に係る総務省からの指示についての金光氏の認識
 - c 当該通知に係る総務省からの指示の時期、内容、目的及び当該時期に変更された理由
 - d 当該通知に係る総務省からの指示の法的根拠
 - エ フジHDが外資規制違反をしていた時期についての金光氏への確認
 - オ 外資規制違反をしていた時期におけるフジHDの子会社の免許の更新の有無
 - カ 平成25年10月の電波監理審議会における総務省の「認定放送持株会社の特例を適用して問題なし とされている」という説明についての総務省の見解
 - キ 親会社であるフジHDが認定持株会社でなかった場合、子会社であるフジテレビジョン及びニッポン放送は放送法に違反しないのかということについての総務省への確認

本村伸子君(共産)

フジHDの外資規制違反事案

- ア フジHDが外資規制違反を認識した経過及び時期
- イ 金光氏が外資規制違反の報告を聞いた時期
- ウ 証券保管振替機構での相互保有株式の情報開示内容と提出済みの四半期報告書に齟齬がある旨の

金光氏への報告の有無

- エ 提出済みの四半期報告書の過誤についての事実確認
- オ フジHDが関東財務局に訂正報告を行った時期
- カ フジHDの総務省への外資規制違反の報告時及びアポイントメント取得時の具体的状況
- キ 外資規制違反を認識してから総務省への報告までに時間がかかった理由
- ク 外資規制違反報告時の総務省の対応
- ケ 総務省からフジHDへの厳重注意の内容
- コ 外資規制違反を報告してから厳重注意を受けるまでの総務省とフジHDのやり取り
- サ 外資規制違反判明時点で、フジHDが会見や公表を行わなかった理由
- シ フジHDが現在になって外資規制違反を公表した理由
- ス 総務省からフジHDに公表を控えるよう示唆するような指示の有無
- セ 四半期報告書の虚偽記載によって、証券取引等監視委員会からの課徴金の納付命令を受けるリスクや東京証券取引所の管理銘柄や特設注意市場銘柄への指定をされるリスクについてのフジHDの 当時の認識
- ソ フジHDが総務省以外に報告した組織の有無
- タ フジHDの100%子会社であるフジテレビジョンについて、電波法の外資規制に違反していなかったかの確認
- チ フジHDの放送免許取消はしないとの決定の根拠となる昭和56年の内閣法制局の見解を国会に提 出する必要性
- ツ 昭和56年に内閣法制局が上記見解を出すことになった経緯
- テ 上記経緯について調査を行う必要性
- ト 総務省への報告時に外資規制違反の状態にあるか否かで、処分の有無を判断するという対応を是 正する必要性

足立康史君(維新)

- (1) フジHDの外資規制違反事案
 - ア 昭和56年の内閣法制局の見解を国会に開示できない状況下で大臣が会見を行った理由
 - イ 4月8日にフジHDが会見を行うことについての総務省への事前調整の有無
 - ウ 当該会見を行うことについての総務省の了承の有無
 - エ 当該会見は総務省の関与なく行われたものであるかについての金光氏への確認
 - オ 外資規制に係る放送法改正の必要性についての大臣の見解
- (2) 「NHKワールドJAPAN」における東京電力福島第一原子力発電所の多核種除去設備等処理水 (ALPS処理水)の海洋放出に関する報道
 - ア 放送で使用する英語表記の選定等の管理体制についての確認
 - イ 「処理水」及び「トリチウム水」という用語を使用する際の取扱いについて経済産業省の見解
 - ウ 不正確な表現を用いたことについてのNHKの謝罪及び是正方針
 - エ 処理水の海洋放出は問題ないことを発信する必要性
 - オ 処理水の海洋放出に関してNHKに放送を行うことを要請することについての大臣の見解

井上一徳君 (国民)

フジHDの外資規制違反事案

- ア 国民に対する痛烈な反省の弁があるべきとの考えに対する金光氏の見解
- イ 平成 26 年にフジHDが相談した際の総務省の対応について、大臣まで話を上げず課長及び局長限りで判断したことについての総務省の見解

- ウ 平成26年のフジHDから総務省への相談に係る文書の有無
- エ 昭和56年の内閣法制局見解に係る内閣法制局とのやり取りの内容についての総務省への確認
- オ エについて内閣法制局が総務省に回答した見解
- カ オの内容の文書を総務省が国会に提出できない理由
- キ フジHDに対し、外資規制に抵触した時期があったにもかかわらず、何もペナルティがないこと はおかしいとの指摘に対する大臣の見解
- ク フジHD及び総務省の当時の課長に対して処分を行うべきとの考えに対する総務省の見解
- ケ 外資に対する規制や審査の在り方等について諸外国の規制を踏まえつつ検討を行うべきとの考え に対する総務省の見解
- コ フジHDが外国事業者の持ち株比率をもっと低い割合に設定するような再発防止策を講じない理 由
- サ 平成 26 年当時に、フジHDの事案を受けて外資規制の在り方に関する検討を行わなかったのかに ついての総務省への確認
- シ 国家安全保障局が外資規制に積極的に関与していく取組が必要であるとの考えに対する内閣官房 の見解
- 2 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案 (内閣提出第31号)
 - ・武田総務大臣から趣旨の説明を聴取しました。